

第八回 参議院厚生委員会会議録第三十六号

(五九九)

昭和二十五年五月一日(月曜日)午前十時二十三分開会

委員の異動

四月二十九日委員今泉政喜君辞任につき、その補欠として中山壽彦君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○クリーニング業法案(衆議院提出)

○公衆浴場法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○調査報告書に関する件

○議員派遣に関する件

○旧海軍共済組合協会の実情に関する件

○委員長(山下義信君)これより開会いたします。都合によりまして日程を変更いたしましてクリーニング業法案を順次上程いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君)御異議ないと認めます。先ずクリーニング業法案につきまして提案者の説明を求めます。衆議院議員大石武一君。

○衆議院議員(大石武一君)只今議題となりましたクリーニング業法案につきまして提案の理由を御説明いたしました。

從来クリーニング業に対しましては、特にその取締り指導を行なうべき法は、特にその取締り指導を行なうべき法に限定したことあります。勿論、令もなく、いわば自由に放任されていのであります。御承知のごとくクリーニング業の業務は、直接身体に接触するものを取扱う場合が多いのでございまして、國民の健康並びに衛生に及ぼす影響の甚大なることは今更多言を要しないところであります。勿論業者の中にはすでに自發的に相当な衛生的顧慮を拂つてある向きもあるのであります。戦争の慘禍未だ癒えざる現状においては公衆衛生上誠に塞心に堪えないものも少くない実情があるのであります。他方一般国民大衆が家庭生活の合理化のためにその洗濯物をクリーニングに依頼する必要は、時代と共にます／＼増大している次第であります。此の際これを従前のままに放任いたしますことは「すべての生活部面について公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定していれる日本国憲法第二十五条の精神に照らしても誠に遺憾のことと言わなければならぬのであります。

以上の理由によりまして、この際クリーニング業に対し、早急に公衆衛生上の見地から必要な指導及び取締りを行なう必要があるのであります。そこでこの法律案を提出する次第であります。次にこの法案の骨子を御説明いたします。

イクリーニング業者及びその従事者は都道府県知事によつて毎年一回以上実施されるのであります。その主眼とするところは、公衆衛生上及びドライクリーニング取扱上必要とする一般職業選択又は営業の自由を妨げることのないよう特に留意したのであります。

第三に、ドライクリーニング師の免許制度を創設したのであります。試験は都道府県知事によつて毎年一回以上実施されるのであります。その主眼とするところは、公衆衛生上及びドライクリーニング取扱上必要とする一般職業選択又は営業の自由を妨げることのないよう特に留意したのであります。

何とぞよろしく御審議の上可決されることを希望いたします。

○委員長(山下義信君)統いて公衆浴場法の一部を改正する法律案につきまして提案者の説明を求めます。衆議院議員青柳一郎君。

○衆議院議員(青柳一郎君)只今議題となりました「公衆浴場法の一部を改正する法律案」につきまして提案の理由を御説明申上げます。

第一に、この法律の適用範囲を下

は、外國に類のない日本固有のものであり、古來から國民の日常生活に必要欠くべからざる多分に公共性を持つた厚生施設であります。従つてその偏在政監督は原則として都道府県知事とあります。これらの監督機關は、法律の規定に従つて定期的健康診断及び立入検査を行うことができるよう定める必要もないのであります。この部門における初めての立法である關係上、必要の最小限度の範囲に止めたのであります。

第二に、この法律においては、営業者に対し、その施設及びその依頼された洗濯物の取扱について、公衆衛生上必要な措置を行うことを要求すると共に、十名以上の従業者を使用するドライクリーニングの業者に対しては、試験に合格して、免許を受けたドライクリーニング師を少くとも一名採用しなければならないこととしたことであります。この点につきましても、公衆衛生上最小限度の要求を充足することを主眼といたしたのであります。設備又は資格を制限することによって、職業選択又は営業の自由を妨げることのないよう特に留意したのであります。

第三に、ドライクリーニング師の免許制度を創設したのであります。試験は都道府県知事によつて毎年一回以上実施されるのであります。その主眼とするところは、公衆衛生上及びドライクリーニング取扱上必要とする一般職業選択又は営業の自由を妨げることのないよう特に留意したのであります。

第四に、クリーニング業に対する行

に指示いたしておりまして、各都道府県におきましては、この旨を規則又は条例に定めまして、公衆浴場を設置する場合には、既設の浴場から一定の距離をおかなければならぬ旨を規定いたし、配置の適正を図つて参つたのでござります。然るに昨年来この第二條第二項の條文に「設置の場所が……公衆衛生上不適当であると認めるときは」とありますのは、いわゆる適正配置を含むものなりや否やにつきまして、しばく問題を生じ、又現行の規定では、都道府県の条例又は規則で、公衆浴場の距離制限を実施して行くには、法律解釈上無理がありますので、今回これを明確ならしめるために、現在の條文の「公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当と認めるときの」外に、新たに「その設置の場所が配置の適正を欠くと認めるとき」を加えまして、共に都道府県知事は許可を與えないことができるという旨を規定せんとするものであります。尙ほこの設置の場所の基準につきましては、都道府県は条例を以てこれを定めることとしたておるのでござい

○國務大臣(林謙治君) 児童は新しく建設せられる民主的で文化的な国家を担つて立つべき小国民でありまして、児童が健全に育成するよう十分な保障を與えることは、政府の重要な責務であると考えているのであります。従いまして、政府といたしましては、児童の福祉を保障するために、各種の諸施策を実施して参つたのであります。が、何分にも児童福祉行政が軌道に乗つて参りまして以来、まだ日が浅いがために、それらの中には児童の福祉を保障するに十分と思われない点が多くありますのであります。政府といたしましては、児童福祉行政機構の問題、専門従事職員の問題、児童福祉施設の増設、整備の問題及び各種の児童福祉の具体的な政策等、児童福祉行政全般に亘りまして詳細な検討をいたして、よつて児童福祉の実を擧げるよう万全努力をいたす覚悟であります。どうか皆さんのが今後における御協力をお願ひをいたしたいと考えるわけであります。尚詳細に亘りましては、別に児童局長から御説明申上げることいたしたいと考えます。

○委員長(山下義信君) この際只今の大臣の説明に対しまして、御質疑の方はお願いいたします。

○中平常太郎君 児童福祉法が制定されまして、只今大臣は、先ず発足したことに對しまして説明がありましたが、今日平衡交付金にこの運営の費用が廻わされることに相成りましたが、我々は非常な危惧の念を持つておるのをございます。児童福祉法の一部の改正によりまして、厚生大臣の定むる基準というものが、四十五條にある基準

市町村におきまして十分に維持されると、いうものが明らかにされて、それから面におきまして疏通するところがあろうが、うかとは存じますが、私の最も憂うるところは、この児童福祉行政といふのが最近できたのであって、まだく一般に日本国民全体に通念とし、常識として受入れられていない。それで法律はできただけれどもが、この施設がはやすでに全国で足りない。それでそういうようなまだ今漸く搖籃時代といふような場合に、平衡交付金にこれが廻わされるということに相成りますれば、どうしても市町村の困難な財政から積極性を、児童福祉行政の積極性を欠く情勢があると思われるのであります。がらして、こうう新らしく搖籃時代は、主務省が、高度の理想を持つて、おる以上、その理想に従つて、先ず相当な段階に達して、市町村が常識を以て受入れるよになつたならば、平衡交付金に廻わされるということで結論だと思ひますから、今の場合、平衡交付金に廻わされることは、実に我々は児童福祉行政が抹殺される虞れがある。福祉法が、十分に我々の理想を織込んだところの福祉法が実施されても効果が極めて薄いであろうと思うのでありますから、それは意見のことでござりますからお伺いいたしますが、この児童福祉法の一部の改正案の中の、こうう法律の改正によりまして、平衡交付金か費用が、市町村において取れるかどうか紐付きましたごとくに十分にくつてきて、児童行政が最低基準を維持し得る、費用が、市町村において取れるかどうか紐付きましたごとくに十分にくつて、それが最近できたのであって、まだく

して維持の方法は無論ありますけれども、そういう取れなかつたときのようないことは、滅多に一々訴えられるものでもなし、平衡交付金から差引くといふことも事實上困難な点があろうと申しますが、常識上、ずっとそのまま法律の改正によりまして、平衡交付金から十分な経費が市町村において取れて行けるかどうかということについて、確信があるや否や、大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(林譲治君) 只今中平委員からの御質問御尤ものことと考えまして、私共最もこの点につきましては、十分考慮をいたして参つたわけであります。併しながら今日まで、地方などにおけるところの種々なる問題が起きましたときに、いろいろ寄附行為などによつて、相当お願いしなければならないような実情になつておりますので、この際は、地方自治の問題なども考慮いたして、今日平衡交付金の方に廻わしたわけであります。が、今回の程祉法の改正をお願いを申上げまして、更に今後の問題といったしましては、地方財政委員会等と十分連絡をとりまして、同委員会の規則の中に十分な賃費などを盛込んで、そうして地方などにおける負担の均衡などを考慮いたしまして、将来、新たにできました児童福祉法の問題でありますから、そういうことについては憂いのないように、その委員会などにおいて御連絡をとりまして、やつて行きたいと考えております。

○中平常太郎君 関連いたしまして、只今大臣の御説明によりますと、地主財政委員会等におきまして、十分な裏付をとつて置く、平衡交付金から逃げないようすに予算はとつて行くとい

ところの確かなる御説明がありましたので、この点は今後の運用に俟つて、果してそう行くか、行かんかという問題は今後の運用に俟たねばならんが、今日の場合いたしましては、それを信用する以外に方法がないから、その点に対しましては、是非とも一つ大臣といたしましては十分なる考慮を拂つてやつて頂くことをお願いするのであります。次いで伺ひるのはこの児童福祉行政が極めて搖籃時代でありまして、ここで設備が少い、それでこの少いままに置いたらば、法律は死んでしまう。この施設を現在の数倍に増やすねばならん。児童行政に対する施設といふものは、これは厚生省が直接に補助政策を以ておやりになるものであると思うが、厚生大臣はどの程度この新らしい施設に対して積極的に考へておられるか。それに対する補助金はどういうふうに出ておるか。平衡交付金には関係ない筈であります。それはどういう考え方でどれ程拡張する考え方でありますか。児童行政の先壁を期するため大臣の考え方をお願いいたします。

しては、又格段の努力をいたしました。従来よりは施設などについて十分に予算なども取り得られるよう努力をいたして見たいと考えておるわけであります。

○中平常太郎君 予算は四倍、五倍程度お上げになつておりますので、積極的にやられるようにお話がありましたが、物価の値上がりから申しましたならば、例えは前年度の四、五倍はこれももう施設の数からいしましたならば、一つも増加していないと同じであります。私はその点に対しましては、四、五倍では到底施設が足りないと思われるのありますから、その点は予算が四、五倍になつたからといって施設が四、五倍になるとは我々は軽く受け取つてはいけない。それでどうか私は一つ各府県におきましては施設の県が少いのありますから厚生省の高度の児童行政というものから出発することのその十分に市町村自体にそういう施設のできるような氣運並びにそれを奨励といふような方面に向つて一段の努力をして頂かなければ財政困難な市町村は放つて置きましたならば施設はできない。殊に民間社会事業といふものは県費によります補助が少い。共同募集中といふものは漸く年末に赤字を補填するに過ぎないのであります。而もその赤字さえも補填するに足りない。だから社会事業といふものが、一つの県において極めて困難な状態に今日ある。それに今日又社会事業は整備されつつある、民間社会事業は大部分の尾羽打ち枯らしてその整備條項に適わしめんと努力しておるのであります。中には遂に消滅するものもあるのでございます。その情勢にある場合

しては、又格段の努力をいたしました。従来よりは施設などについて十分に予算なども取り得られるよう努力をいたして見たいと考えておるわけであります。

○中平常太郎君 予算は四倍、五倍程度お上げになつておりますので、積極的にやられるようにお話がありましたが、物価の値上がりから申しましたならば、例えは前年度の四、五倍はこれももう施設の数からいしましたならば、一つも増加していないと同じであります。私はその点に対しましては、四、五倍では到底施設が足りないと思われるのありますから、その点は予算が四、五倍になつたからといって施設が四、五倍になるとは我々は軽く受け取つてはいけない。それでどうか私は一つ各府県におきましては施設の県が少いのありますから厚生省の高度の児童行政といふものから出発することのその十分に市町村自体にそういう施設のできるような気運並びにそれを奨励といふような方面に向つて一段の努力をして頂かなければ財政困難な市町村は放つて置きましたならば施設はできない。殊に民間社会事業といふものは県費によります補助が少い。共同募集中といふものは漸く年末に赤字を補填するに過ぎないのであります。而もその赤字さえも補填するに足りない。だから社会事業といふものが、一つの県において極めて困難な状態に今日ある。それに今日又社会事業は整備されつつある、民間社会事業は大部分の尾羽打ち枯らしてその整備條項に適わしめんと努力しておるのであります。中には遂に消滅するものもあるのでございます。その情勢にある場合

に今まで政府が十分な対策ができなければ、どうか議員諸君におかれましては、もう少し具体的なことをお伺いいたします。

○委員長(山下義信君) 中平委員の最も非常に経費がかかるのででき難いのでありますから、政府は少くともこの法律を生かすためには施設の完備を図るために一段の努力を頂きたいことを私は希望しておりますが、四倍くらいの予算では到底施設が私は植えられないと思うのですが、浮浪児の許児所の百軒くらい植やしたところで、これは殆んど二階からの目隠りくらいなものであろうと思うのであります。

が、政府は何か見返資金の方の側か、あるいは何か予備金を使うかして、もつと社会施設を増加するようなお考へはありませんか、もう一遍御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(林謙治君) 中平委員のお申しやる通り、もとより私共も現在の経済の状態等から考えましたときに、その値上がり等に基きまして四、五倍上

いたします。

○委員長(山下義信君) 中平委員の最も非常に経費がかかるのででき難いのでありますから、政府は少くともこの法律を生かすためには施設の完備を図るために一段の努力を頂きたいことを私は希望しておりますが、四倍くらいの予算では到底施設が私は植えられないと思うのですが、浮浪児の許児所の百軒くらい植やしたところで、これは殆んど二階からの目隠りくらいのものであろうと思うのであります。

が、政府は何か見返資金の方の側か、あるいは何か予備金を使うかして、もつと社会施設を増加するようなお考へはありませんか、もう一遍御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(林謙治君) 中平委員のお申しやる通り、もとより私共も現在の経済の状態等から考えましたときに、その値上がり等に基きまして四、五倍上

いたします。

○委員長(山下義信君) 中平委員の最も非常に経費がかかるのででき難いのでありますから、政府は少くともこの法律を生かすためには施設の完備を図るために一段の努力を頂きたいことを私は希望しておりますが、四倍くらいの予算では到底施設が私は植えられないと思うのですが、浮浪児の許児所の百軒くらい植やしたところで、これは殆んど二階からの目隠りくらいのものであるうと思うのであります。

が、政府は何か見返資金の方の側か、あるいは何か予備金を使うかして、もつと社会施設を増加するようなお考へはありませんか、もう一遍御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(林謙治君) 中平委員の最も非常に経費がかかるのででき難いのでありますから、政府は少くともこの法律を生かすためには施設の完備を図るために一段の努力を頂きたいことを私は希望しておりますが、四倍くらいの予算では到底施設が私は植えられないと思うのですが、浮浪児の許児所の百軒くらい植やしたところで、これは殆んど二階からの目隠りくらいのものであるうと思うのであります。

が、政府は何か見返資金の方の側か、あるいは何か予備金を使うかして、もつと社会施設を増加するようなお考へはありませんか、もう一遍御答弁をお願いいたします。

であります。これが大いに局長の言
い廻され方が極めて不明瞭であると私
は思うのであります。がその点……。そ
れから計画を持つてやりにならなけ
ればいけないという点と、それから市
町村或いは自治体がマッチしなければ
ならんとおつしやるけれども、これら
は財政困難でありますから、十分に厚
生省が高い理念の下に勧誘し、どこそ
こへはどういうふうの肢体不自由者が
あるからお前の具はやらなければなら
ん、やつてはどうかというふうに始終
積極性を以て厚生大臣の方からお勧め
にならんというと、市町村といふもの
は財政困難であり、府県もとてそもそも
我々が考えたように考えて呉れない。
立法府が立法をして、そうしてこれを
高い理想の下に国民に植付けておると
ころの法律でありますから、これの実
施面におきましては、厚生大臣が本当
の腰を入れて貰つて、市町村、府県に向
つて十分な勧告を與えて貰いたいので
あります。が、それについては完全な資
料が要りますよう。資料によりまして
必要なところへはどうしても拵えなけ
ればならんというような考え方から、
府県に向つてお勧め願わないと、府県
はなかなかやつては呉れないと思うの
でありますから、やはり積極性が厚生
省になければならん。初めからその予
算にくくられておるというようななま
やさしいことではいけないので、予算
を作るというところに一つ大臣はやつ
て頂きたいと思うのであります。こ
の点もう一回熱のあるところの御返答
をお願いいたします。

して作つております。その上において私共も誠意を以て大蔵省あたりとも折衝いたしましてできておるのが事実であります。ただこれを実施いたします上において、いづれの地方に持つて行くかということによつて、その要望の論議と申しましようか、熱意と申しましようか、それに対しましてはおのずからそこに問題が起きて来ますので、全然無計画で、ただ予算だけを貰つた、それの範囲内においてやるということの問題にあらずして、根本は地方の要望といふものを大体は見通しをつけてやつておるつもりであります。

尙市町村などにつきましては、何様新らしい問題なのでありますから、今後お説に基きますことはもとよりのこと、市町村に向つてその地方へ凡そ一方に偏するようなことがございませんように、できるだけその点については考えて行きたいと考えております。

尙ここにも目下の計画の数字のようないわゆる局長の手許に大体こういうふうに、できるだけその点についてのものがでてきておりますから、その辺の御説明を申上げます。

○政府委員(高田正己君) 中平委員の御指摘になりました施設について御参考までに申上げて見ますのが、助産施設は約二万三千床、それから乳児院が約二万五千床、虚弱児童收容施設約一万八千床、肢体不自由児收容施設約一万余床というものを五ヶ年計画ぐらいでやりたいという計画を、実は二十三年あたりから持つております。その他の施設につきましても、先程私が申上げましたように、「一応の私の持つておりまする問題、児童の数と收容力等の比較からさようなものを

それぐ持つておるわけなのであります。たたこの数字は先程も申上げましたように、本年特別に予算を頂きましたが、もう少し詳細な調査をいたし。かようになっておりますので、その結果で又補正をして参りたいとは存じております。尙予算その他の点につきましては、御指摘の通り私も今後大いに努力をいたしたいと思います。

○委員長(山下義信君) その点委員長からお願ひして置きますが、そういう児童施設についての政府のまあ何と言いますか、全体的な計画といふような資料を当委員会は貰つたことがないのありますと、その資料を是非いつ委員会に御提出を願いたいと思います。

それからもとよりその計画を立てての基礎は言うまでもなく我が国の児童の現状の実態が把握されて御計画が立てられるものである筈なんど、この日本の児童の現状把握といつま実態調査ができるかと、先般來の厚生委員会ではよく問題になつたのでありますと、前局長時代にはそれができておりません。つまり児童白書というものを発表するところまで行つておりませんと、御答弁であつた。そういう根本的な調査ができるなければいけないのじやないかということを言って、そのまま今日まで来ておりますので、大体の我が国児童の実態の御調査ができるりますれば、その御計画の基礎になつておりますこれらの資料を併せて御提出を願いたいと思います。

○井上なつゑ君 児童福祉法の一部に絡んで申上げたいのですが、この改正法律、それからこの要綱を伺

まして、これから三年計画、五年計画で児童の福祉法をお通りになるよう聞いておりますが、問題はそこにあると思うのであります。只今伺つております浮浪兒とか肢体不自由兒、そういうた者の施設は大事でありますから生れて来るところの健康な子供を大変沢山持つことが必要で、母子衛生には大変妊娠婦に対する保健対策が沢山出でおりますのですが、伺いますところによりますと、まだ産院あたりでは遺伝梅毒を持つた子供が産院に見られるということを伺つて非常に悲しいことだと思いますが、一人の遺伝梅毒の子供を産院に見ることがないようになりますように御計画になつておましようかどうかということが一つ。それからもう一つは、人口問題に関連しまして、この問題の、改正の福祉法がどの程度まで人口問題のことをお考えになつていらつしやるかどうかといふことを一つ承わりたいのです。それは御承知のように只今日日本の人口問題に關連いたしましていろいろ御意見がござりますが、とにもかくとも婦人いろいろ／＼産児調節の知識とか、そういう方面的知識を教育しなければならないことであります。児童局としてはこの教育にどの程度関與なさいますか。今回の児童福祉法の改正の中へそのことも多分に取入れられてござりますか、どうでございますか、お伺いいたしたいのでございます。

重要な点ではなかなかうかと考えておりません。これにつきましては、保健所の性病防止の係、或いは一般の開業医と連絡の上、この治療には非常に力を入れているところであります。統計によりますると、妊娠前期の梅毒よりも、妊娠後期の梅毒の方が数が少くなつておるという事実が見られるのであります。が、これは治療が段々と徹底して行なつたためではなかろうか、こう考えております。

○政府委員(高田正己君) 只今の御質問は人口問題について、どの程度児童局が指導をいたしておるかという御質問でございましたが、主として御指摘の点は、調節の問題であろうと存じますが、この方の関係は、主といつましても、公衆衛生局の方が主管をいたしておるわけであります。それで御承知のように、保健所に優生相談所というようなものを設けまして、保健所を通じていろいろな御相談に応じたり、指導をいたしておるわけであります。

児童局といたしまして、乳幼児の問題といたしまして、十分な関連があるわけでございますので、母子衛生局と連絡いたしまして、保健所を通じまして、その線で努力をいたしておるわけであります。

○井上なつゑ君 先の妊娠の梅毒の件でございますが、これは妊娠は速かに届出るということがございますが、只今のところ妊娠の届出はどのくらいのペーセンテージになつておりますのでしょうか。全部が全部、届出て、全部血液検査を受けておるとは考えられないのでございますが、まだ産婆にかかるらしい妊婦もあるということございまますがないとの程度でございましょうか。

○説明員(田波幸男君) 届出の具体的な数字は、只今資料がございませんので、申上げにくいのでございますけれども、最近母子手帳がいろいろな面で、非常に重要性を持ちまして、例え配給とか、何とかという場合に、母子手帳がないと、非常に不都合になりますので、この母子手帳を、どうしても貰わなくちゃならん。このために届出といふものは、相当励行されております。届出と同時に、母子手帳が交付されるという仕組になつておる関係上、母子手帳の交付を請求するための届出といふものは、相当励行せられておる、こう考えております。

いかからないでお産をする人があるくらいでございますから、妊娠中の検診ということに非常に億劫なことだと思います。殊に血液検査といふようなことは非常に億劫なことだと思いますが、國の方で血液検査を無料でおやりになるようなことは前々からもその言葉が出ておるのでござりますが、予算を取つて頂くわけに行かないものでございましょうか。大臣がおられるときにお伺いいたします。

すが、大体いい法律案を御提出になら
まして、大体もう賛成であります、が、
中でこのクリーニングをやるところの
事業場ですが、これは例えば京都のご
ときは加茂川でどんど晒しておられます
が、その外でも不潔なところ……市
都のごときは不潔でありませんけれども
が、それでも随分不潔と言わなければ
ばならんところもある。その外いろいろ
なところで仕事をしておりますが、こ
の営業場と、もうほんとうふと

すが、原型のままでない洗濯も洗濯屋にあると思うのですが、原型のまま洗濯するときちゃんと決めてあります。どういうわけですか。

○衆議院議員(大石武一君) いら／＼調査いたしたところによりますと、原型のままでないものは洗張り業に属するものでござります。

○中平常太郎君 ああ、洗張り業にですか。

○衆議院議員(大石武一君) はあ。で、きるだな今申上しましたようこ、先ず

三條ですが、営業者はクリーニング業者において左に掲げる措置を講じなくてはならない、つまり設備をよくやつて置かなければならんという條項でござるが、どういう設備、つまり営業者がどういう規模を持たなくちゃならんといつたような一つの基準というふうなものはどういうふうに準つておりますか。あるのですか、ないのでござります。只今のところ設備の基準

いかからないでお産をする人があるくらいでございますから、妊娠中の検診ということに非常に億劫なことだと思います。殊に血液検査というのをござります。殊に血液検査というようなことは非常に億劫なことだと思いますが、國の方で血液検査を無料でおやりになるようなことは前々からもその言葉が出ておるのでございますが、予算を取つて頂くわけに行かないものでございましょうか。大臣がおられるときにお伺いいたします。

○國務大臣（林護治君） よく分りませんので、研究いたしまして何分のことを取りたいと思います。

○委員長（山下義信君） 外に御質疑はございませんか。児童福祉法の一部を改正する法律案に対しまして質疑はこの程度に止めさせて置きまして、尙後の機会に続行することにいたしまして、先程上程いたしましたクリーニング業法案並びに公衆浴場法の一部を改正する法律案の審議を継続することにいたしたいと存じますが、御異議がございませんと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山下義信君） 御異議ないと認めます。御質疑のあります方はお願ひいたします。

○中平常太郎君 クリーニングの方であります。どちらを初めてされるのですか、一緒にですか、どちらを先にやつたらいいのですか。

○委員長（山下義信君） これは一緒にやることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山下義信君） それでは一括してやることにいたします。

○中平常太郎君 クリーニングの方で

ですが、大体いい法律案を御提出にならして、大体もう賛成であります。中でのクリーニングをやるところの事業場ですが、これは例えば京都のときは加茂川でどん／＼晒しておりますが、それでも随分不潔と言わなければならんところもある。その外いろいろ小さい川でやつておる、随分不衛生なところで仕事をしておりますが、この事業場といふものはどうに、そういう場合にはなるのですか。これにはそれがないように思われます。が、事業場といふものが加茂川のごとき、淀川のごとき、或いは又多摩川のごときも皆やつておりますが、それはどういう工合にこれが制約されますか、それを伺いいたします。

○衆議院議員（大石武一君） 只今の御質問でございますが、川の、例えば茂川の水その他を使つておりますのは、恐らく洗張りの関係かと思ひます。これはこの法案では洗張り業は、この法案の適用範囲の外になつております。

○中平常太郎君 別ですか。

○衆議院議員（大石武一君） はあ。申しますのは、この立法は提案理由申上げましたように、初めてのこの種の取締でございますので、余り広い範囲に亘らないよう、苛酷に亘らないよう、という構えをいたしまして世に張り業だけはこの取締の範囲から除いたしておりますので、その点御了承願います。

○中平常太郎君 その点はよく分りましたが、「その他の洗たく業」というふうに「原型のまま」で洗濯するところとあります。

すが、原型のままでない洗濯も洗濯屋にあると思うのですが、原型のまま洗濯するときちゃんと決めてあります。どういうわけですか。

○衆議院議員(大石武一君) いろいろ調査いたしたところによりますと、原型のままでないものは洗張り業に属するものでござります。

○中平常太郎君 ああ、洗張り業にですか。

○衆議院議員(大石武一君) はあ。でさきるだけ今申上げましたように、先ず初めは適用範囲を小さくして、それから段々大きくして行きたいと思いますので「原型のまま」ということを入れまして、範囲を狭くしたわけでござります。

○委員長(山下義信君) 他に御質疑はございませんですか。ちょっとそれから提案者に伺いたいのですが、これは何と申しますか、共同していろいろ公益的な施設でやつておりますものですね、必ずしも純営業者でない、そういう者はどういうふうになさいますか。これは営業に限りますか。それから同じ営業者でも病院とか、ああいう大きな工場などに施設してそういうものの中で特殊営業と申しますか、そういうふうな中でやつておりまするようなものを等も皆本法に包含しますか、そういう点は……

○衆議院議員(大石武一君) それは、只今の所、病院その他に入つております洗濯の方は、この法案の中に含まると考えております。それから前の方の御質問でござります、例えは専門的としない者はこの法律から除外されることになつております。

○委員長(山下義信君) いま一つは第

三條ですが、営業者はクリーニング店において左に掲げる措置を講じなくてはならない、つまり設備をよくやつて置かなければならんという條項ですが、どういう設備、つまり営業者がいつたような一つの基準というふうなものはどういうふうに準つておりますか。あるのですか、ないのですか。

○衆議院議員(大石武一君) お答えをいたします。只今のところ設備の基準は考えておりませんのでござります。だやはりこの公衆衛生の常識の程度からこれを判断して行く。設備の基準はここでは大きなものは要求しております。

○委員長(山下義信君) 基準がこの具体的なのがなくて、第三條のよう漠然たる規定になつておりますと、第三條に違反した場合には罰則があるですね。それでそういう罰則をつけるような場合は成るべく措置等も具体的な措置の基準といふものがないとの範囲までが第三條に従い、どの範囲は三條に違反したかという限界漠然となる虞れがありはしないでしょうか。

○衆議院議員(大石武一君) お答えをいたします。只今の第三條に違反しました者は営業停止の処分を見るだけございまして、罰則にはならないようござります。

○中平常太郎君 只今の委員長の質問に関連してですが、罰則はないが、商業停止はこれはもう皆罰則になります。これはやはり罰則であります。四金、金よりかこれは却つてえらいでございます。大きな罰則だ。この点はやはりござります。

確にする必要があると思う。

もう一つついで伺いますが、四條

にクリーニング営業の営業者で、従事者十人以上を使用する者は、その従事者の中一人以上をドライ・クリーニング師の中から選任しなければならないとあります。十人以上を使用する者の中でクリーニング師を選任しなければいけないという場合、これはそれ文章はどうなんですか。おかしな書き

方ですよ。

もう一つは九人、八人の場合にクリーニング師を中心に入れんでもよろしいかどうかということをお伺いいたします。

○衆議院法制局参考(福原忠男君) 最初の一條の営業停止、閉鎖処分の件に関する第三條の御質問につきましては、これは第三條では設備の点を先程から大石議員から申上げましたよ

うに、余り何と申しましようか、極端な取締の場合を避けて、設備の基準といふようなものを殊更に避けておるのでございますが、そのクリーニング師の業務用の機械とか、器具、そういうよ

うなものを清潔に保つという衛生面に

おける措置を強調しておるのでござります。そのような設備が如何よくな

のであります。ところが、この第二點の第四條の表現がま

ずいいじゃないかといふ点は、これは御尤もだと思いませんが、狙いとするとこ

とは全く御質問の通りなんですが、いま

それから第二點の第四條の表現がま

ずいいじゃないかといふ点は、これは御尤もだと思いませんが、狙いとするとこ

とは全く御質問の通りなんですが、いま

○中平常太郎君 それから八人、九人

の場合にはクリーニング師はなくともいいか。

一度申上げます通りに、これは営業者は

度申上げますので、これは営業者は

受けんも営業者の自由ですね。二十人仕事をしていくと従事者九人の届出に

すれば、第四條の適用を受けなくて済むことになるのですね。

○衆議院法制局参考(福原忠男君) 每度申上げますので、これは営業者は

度申上げますので、これは営業者は

ようなことも考えられるのでござい

ます。たとえば、いろいろとさつき申上げまし

たように漸進的に考えて法律上何らかの

取り組み設けなかつたという部面に対す

る新たな措置なんぞございりますので、

大規模な営業者についてそのうち従事

者の一人は少くとも都道府県知事が認

めた試験を受け、これに合格した者

とも十人以上の従事者を使用して

を入れて置く。即ちこれによつて営業

自体が漸次的に衛生的な措置その他に

おいて改良されるということを願つ

て、そういうことを庶幾して、かよう

な規定を置いたのでございります。従い

まして御質問のように、ドライ・ク

リーニング師といふものは何をするか、雇われてどうい

うことは何をするか、雇われてどうい

うことをこの営業所でするという、ク

リーニング師といふものの仕事と言ひ

ますかね、そういうものが明瞭でない

ようですが、何をする義務があるので

すか。

○衆議院法制局参考(福原忠男君) ド

ライ・クリーニング師と申しますと、

石油質浴剤を使つて洗濯いたしまして

仕上げをするのをドライ・クリーニ

ング師……

○委員長(山下義信君) ドライ・ク

リーニング師はクリーニング営業所に

おいて何をするべきか、ドライ・クリー

ニング師でなければこれ／＼のこ

よらしてその手腕を知る手腕の試験ですか。

○衆議院議員(大石武一君) 大体両

を含めております。

○委員長(山下義信君) 他の委員の方

の御質疑はございませんか。

○塚本重藏君 このドライ・クリーニ

ング師の免許を受けた者と、受けざる

者との仕事の範囲並びにその責任の範

囲については、委員長から御質問にな

りまして、何らのそこに分け隔たりは

ない。こういうことで了承してよろし

いですか。その次にこの法律は大体公

衆衛生の立場から、公共の福祉のため

に作つた法律であります。従い

の適用を受けまする業者につきまして

は、いろいろな取締等はできました

が、これによつて業者に與える恩典と

申しますが、そういう点に何かもたら

すものがあるでしょか。

○衆議院議員(大石武一君) お答えい

たします。実際この法律から見ます

と、業者に対する恩典といふものは殆

んどないのでござります。僅かにドラ

イ・クリーニング師の試験によつて、

一部営業権を確保したというだけの状

態に止まるのでござりますが、実は

これが何ですか。ここに三項目挙げてあり

ますが、これは何ですか、衛生法規に

といふものが非常に低廉な、便宜のいものでなければならぬと考えたのであります。そうするには、洗濯業者の素質が非常に向上いたしまして、大きな協同組合を組織いたして、それで初めてできるものと考えたのであります。この点を希望いたしまして、先ず素質の向上、勿論公衆衛生の取締もござりますが、素質の向上ということから、更に進んで大規模な洗濯の、一般市民に対する洗濯の解放というところまで持つて行きたいと思つております。何せこの法律は、洗濯業者に対する取締りのものは今まで全然ございませんので、これが初めての取締り法案でございますので、余りに急激にいたしましてはこれに対処することができないと考きましたので、その一段階といたしまして、一応取締りの法案を作りまして、これによつて公衆衛生の見地から指導取締を行い、更にこれによつてレベルを向上いたさせまして、逐次に我々の考えておりますよなところに持つて行きたい。こう考えましまして、この法案を一應作つたのでござります。

○塚本重蔵君 更に第七條の試験の科目の問題ですが、ここに三つ掲げてありますのは、勿論必要であります、もう一つ、折角こういう免許制度をとります場合においては、この中に取扱いまする品物、即ち織維製品の品質でありますとか、或いはそれが洗濯によります、薬品等の化学的影響等によつて、全く貴重な品物を台なしにしてしまうような失敗を招くこと等もあり、顧客に対しまする非常な損害を與える場合も大いにあり得るのであります、この試験制度の中に、そういうものも一

て御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多數意見署名
中平常太郎 藤森 真治
井上なつゑ 塚本 重藏
小林 勝馬 草葉 隆圓
小杉 イ子 谷口彌三郎

○委員長(山下義信君)

御署名漏れは

ございませんか。御署名漏れないと認めます。それでは午前はこの程度で審議を終りまして、午後続行いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時八分開会

○委員長(山下義信君) 午前に引続き開会いたします。

この際閉会中の継続審査につきましてお諮りしたいことがござります。社会保障制度に関する調査、医療と医薬に関する調査、国立公園の振興整備に関する調査、右はいずれも調査進行中であります。今期国会開会中には調査が完了いたしませんので、未了報告書を提出いたしたいと思ひますが如何でございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。報告書の作成その他については如何いたしましよう。

○谷口彌三郎君 委員長に一任したい

と思ひます。

○委員長(山下義信君) 本案の作成その他を委員長に一任という動議が提出されました。されましても、谷口委員の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それではさよう決定いたしました。ちょっとと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(山下義信君) 速記を始め

て、委員長が議院に提出する報告書に多數意見者の署名を附することになりますので、御異議ない方は順次御署名を願います。

多數意見署名

中平常太郎 藤森 真治

井上なつゑ 塚本 重藏

小林 勝馬 草葉 隆圓

小杉 イ子 谷口彌三郎

○委員長(山下義信君) 御署名漏れは

ございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

すが、右派遣並びに必要な手続等につきましてお委せ願うことに御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それではさよう決定いたしました。ちょっとと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(山下義信君) 速記を始め

て、委員長が議院に提出する報告書に多數意見者の署名を附することになりますので、御異議ない方は順次御署名を願います。

多數意見署名

中平常太郎 藤森 真治

井上なつゑ 塚本 重藏

小林 勝馬 草葉 隆圓

小杉 イ子 谷口彌三郎

○委員長(山下義信君) 御署名漏れは

ございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは午前はこの程度で審議を終ります。

午前十一時四十五分休憩

てこれは余程検討しなければならない問題であろうと思いますが、今申上げましたような非常に基本的な、誰が考

えましても尤もであり、必要であると考えられるような條項を最低基準として規定して参る、かように考えておりま

す。それが支出します費用の上に特に注意を、是非その費用を確保しなければなりません。

○委員長(山下義信君) その基準で地方が支出します費用の上に特に注意を、是非その費用を確保しなければなりません。

○委員長(山下義信君) 四十五條の最

要なものは食糧であると思いまして、児童福祉法の一部を改正する法律案であります。

○委員長(山下義信君) 里親の最低基準について……

児童福祉法の上に初めて書かれたの

を規定しておつたのでござります。それを規定しておつたのでござります。

○説明員(内藤誠夫君) 里親の最低基準を規定しておつたのでござります。

である知事の反省を促して、知事の方から事前にまあ何指導と申しますか、指導をいたして、更に従わないよ

うな場合には特に知事から出すか、厚生大臣から出すか、正式なものを作成するものと想像いたしております。

○委員長(山下義信君) 四十五條の最低基準を維持するために要する費用、こういうことになつておるのでですが、相成るものと想像いたしております。

○委員長(山下義信君) 四十五條の最低基準を維持するために要する費用、こういうことになつておるのでですが、相成るものと想像いたしております。

○委員長(山下義信君) 四十五條の最低基準を維持するために要する費用、こういうものの具体的なものはあなたの方で何かで決める考え方ですか。ただ

最低基準という費用関係を、判定の基準だけを示して置いて、これを守るの

ことになりますと、いろいろに解釈ができることがあります。

○委員長(山下義信君) いま一つは、第五十三條の二が新たに追加されたわけではありませんが、調査した結果適当でないというような場合には、どういうふうな指示をなさる考えであります。

○委員長(山下義信君) いま一つは、第五十三條の二が新たに追加されたわけではありませんが、調査した結果適当でないというような場合には、どういうふうな指示をなさる考え方であります。

○委員長(山下義信君) いま一つは、第五十三條の二が新たに追加されたわけではありませんが、調査した結果適當でないというような場合には、どういうふうな指示をなさる考え方であります。

却つてそれを示すことが或いは不適当な場合も考えられるのじやないかといふうなことも、まあそういう意見もないでありますんが、もう少し将来の研究によつて考えて行く。かような今日の段階であります。

施行に對してまあ特例^{トヨリ}が出てゐるわけなんですが、この最低基準^{シヨウキスン}といももの実施^{シヨウジ}といいますか、それをまあ省令で行くということと、それを守らせて、その費用の支出を確保するといふこととの実施面における關係はどういうふうにうまく調節して行くお考えで

○政府委員(高田正己君) 昨年の暮に特例の猶予の省令を出しているのであります。これは実は平衡交付金の問題とは別個に事が起りましたので、御承知のように最低基準の中で猶予をして、実施を猶予してありましたものの期限が大部分は昨年一杯で切れちまう。ところが現状におきましては最低基準に達しない施設がまだ相当にある。法令をそのままにいたして置きますと、本年の一月一日から何と申しますか、違法な状態になります。かような関係になると相成つておつたのであります。勿論最低基準を示しまして、その猶予期限を昨年一杯ということにいたしました以上は、その猶予期限の中で最低基準に達するよういろいろと関係者も努力し、又政府並びに地方団体としましてもその努力をいたさなければならぬことは当然でございますが、基準に達しないといふことにつきましては設備その他の問題もありますので、その財源その他のことも十分に関連をいたして参りますの

で、直ちに最低基準に達していないいかで、非常に怪しからんと、まあそれをして違法な状態に置くということは必ずしも妥当でないような場合もあつたのを述べます。それで昨年末あるようならして置きをとつたわけであります。尙ほ私どもがこの気持といいたしましては、現在の平衡交付金に関する考え方でも、現在の最低基準そのものについても少しがんに失するところは下げて、もう少し又引上げなければならんところがあつたのであります。さうな意味合いで、昨年の措置をとつたのであります。今回のこの平衡交付金とは実は直接の関連はなかつたのであります。今後ともいたしましてはこの前申しました最低基準そのものについての検討と、更にこの費用を、それを維持するに足る費用を十分に確保して行くという点と、この両者を十分に参酌いたしまして最低基準の改正をいたしたいと、かよう考えております。

趣旨に合致せしむるよう、一面に奨励し、一面は都道府県を督励し、その面において攻めて行くのでなければ、ただ出せ出せという口だけでは少し私は地方をして本法の改正の趣旨に従わせるという上において、それだけでは足りないのでないか。尙厚生省がこの最低基準に合致せしめるということだけでも、厚生省だけでもいけますますが、一方的に厚生省だけでも従わせること。従つて今回の改正によりまして望むがごとき措置を地方がとらなかつた場合においては、その勧告をするということにおきましても、できるだけ施設の最低基準に達していない点を指摘して、そういう方面からも攻めて行くというふうに二道かけて、一つは自分の方に責任も出て来ましょうけれども、施設をして最低基準に達せしめるよう、従つて最低基準に達せない施設に対しましては、睨みをきかせるようにし、施設の方からも攻め、施設そのものの不完全さも攻めるというふうにしてこれを督励して行くのでなければ、完全でないようになりますが、その点は如何でしよう。

○政府委員(高田正己君) 御指摘の点は全くさようございまして、先程の御質問の御趣旨を、こちらがよく全部を了解しておらなかつたために言葉が足りませんでして、只今仰せになりましたように、施設そのものからも、費用そのものからも、まあ何と申しますか、指導と申しますか、督励と申しますか、かようなことが必要と存するわけなのであります。尙この施設そのものが達しなかつた場合には、実は児童福祉法の中に相当強力な、又監督規定と申しますか、広い意味の罰則のよう

○委員長(山下義信君) それからこれは後で、五十三條の二によつて攻めます。そのようなことも当然であります。が、その事前に基準財政需要額等を決定いたします。よな場合において、何か特にあなたの方がそういう点について一応下見するとかその内容等について、地方財政委員会等と密接な関連を持つというような関係を持つといつたような方法が採られるのですか、その辺はどういうふうですか。

○政府委員(高田正己君) 地方財政委員会との関連はこれは密接にとつて参りたいと思います。尙地方の地方団体の方に対しましては、一応明年度のご単価と申しますか、予算単価と申しますか、一応査定を受けておりますので、それらのものも参考のために進めで頂く、かよう考へております。

○委員長(山下義信君) 他の委員から質疑があるかも知れませんが、一体全体的に見渡してこの最低基準の維持に足る費用を出すばかりでなく、それ以上に児童福祉関係について熱を入れて、それ以上の或いは費用を使つ地方があるといえるわけでありますから、そういう一つ心配のない都道府県、或いはそういうことが非常に憂慮されるような都道府県、全体を見渡しまして、当局はどういうふうに見ておられますか。全般的に多少心配されるようにお考へになりますか。その辺はどうでしょうか。大まかでよろしうございますから……。

しまして、全部が全部非常に心配であるということはないように私は考えるであります。やっぱり府県によりまして、それ／＼何と申しますか、児童福祉のことを十分に考える府県と、余り熱心でない府県というのはこれはどうしても出て参ります。全般的には左程心配することはないのであります。かよう考へております。尙この平衡交付金の制度に費用が移りまするならば、いろいろとまあ努力をいたす点は残つておるにいたしましても、究極するところそれ／＼の地方公共団体、或いは地方住民の方々の問題に対する熟意と申しますか、理解と申しますか、さようなものが根本的に決定の要素になりますので、その何と申しますか、児童福祉思想の普及と申しますか、渗透と申しますか、さようなことについては従来より一層私共といたしましては力を入れてやつて参らねばならんと、かよう考へております。

長の申されましたように、海軍共済協会として事務を引継いでおるわけあります。その際に厚生省で諸般の事情がございましてお世話申上げた方がよいと思いまして、厚生省の監督の一つの方針としたしまして、実は私が会長になつておる。でその後いろいろ年金の給付事務等をいたして参りましたが、根本はやはり年金額が非常に低いということをございまして、恩給にいたしましても、それから共済組合の年金にいたしましても、ベースの改訂ごとに引上げられております。先般三千七百円ベースが今回又この国会で六千七百円ベースに引上げられるよう聞いておるのであります。私共も共済協会といたしましては唯一の仕事はこの年金の引上げにあるわけでありますと、及ばずながらお世話申上げて参りました。大蔵当局に対しましてもいろいろと話ををしておつたのであります。が、今度の国会におきまして先般衆議院の大蔵委員会におきまして委員の方の御質問に対しまして、大蔵大臣の答弁で、この問題については前からいろいろ問題になつておつて、殊に海軍共済組合については何とかいたしたいと思つたけれども、実現に至らず三十五年度の予算に組入れることができなかつたことは遺憾であるが御質問の趣旨については同感であるから実現するよう努力したい、言葉は違うと思いますが、そういう趣旨の御答があつておる次第であります。尙明年度の予算に組入れるかという御質問に対しまして、主計局長として何とか措置するつもりでおるけれども、二十六年度予算に計上することをここで明言するわけにいかん。併しそういったようの含み

では非考慮したいといふような趣旨の答弁があつたと思ひます。私その場所におりませんで、まだ速記ができ上つておりますから多少字句が違うと思ひますけれども、大体そういう趣旨のことを御答弁になつたと思ひます。私非常に喜んでおるのであります。私共といたしましては、勿論来年からでも直ぐに予算に計上されるよう骨を折りたいと思うのであります。大藏当局、或いは国会の方でもそのことが実現されるように処置して頂くならば非常に仕合せだと思ひます。

○委員長(山下義信君) 大変御盡力がありまして、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○平常太郎君 平常交付金が市町村

ずかしい御質問でございますが、本年度の平衡交付金の額が十分であるかどうかということにつきましては、私どもその衝に当つておりますので正確な知識を持合せておりません。ただそれが足りなかつた場合に、一体影響を受けるかどうか、こういう点でございますれば、厳格に而も率直に申上げますれば、その保証と申しますものは的確なものはないというふうに申上げなければならんと思います。それが平衡交付金の制度であるということではないかと存じます。併しながら今回御審議を頂いておりますように、先ず第一には児童福祉法を改正をして頂きまして、一応最低基準費用というものの支弁の義務を公共団体に課して、そうして厚生大臣なり都道府県知事なりがそれぞれ費用の面の監督の規定も入れて頂くということになりますれば、一応法律的な筋は通るということになるわけでございます。

なんかについてさよな気配もあつたのでござりますけれども、そのことよります。さようなことが行われない、いたしまして申上げましたけれども、これら児童福祉法の改正をいたしましては、或いは財政委員会の中に十分な位費用に我々の要望する程度のものを作り込んで行くことも十分な可能性があるのではないか、今かように私は予想をいたしております。

それから最後に先程も委員長の御質問に対し申上げましたけれども、これら児童福祉法の改正をいたしましては、或いは財政委員会の中に十分な位費用を盛り込んで頂くことを要望いたすというふうなことと別に、より根本的な問題といたしましては、結局児童福祉に対する何と申しますか、思想の普及と申しますか、それが根本的な問題に相成ると思いますので、その方に私共といたしましては、努力を傾けて行かなければならん。若し地方のこれに対する理解といふものが非常に盛んになつて来て、その方に私共といたしましては、來より以上に努力を傾けて行かなければならぬ。若し地方のこれに対する理解といふものが非常に盛んになつて来て、それは地方でむしろそれ以上の費用が計上されるというふうなこともこれは必ずしもあり得ないことはないじやないか、ただそれを一般的に望みますところとは非常に無理かと思ひますけれども、さようなことも或いは将来にはなきにしもあらずやないか、かようなことも希望的には考えて見たいでもないのであります。本年度のケ年間の実施の実績というふうなものも十分検討いたしまして、私共来年度を以降のこの問題の取扱につきまして

は、十分な検討を加えたいと、かよんでもに考えておる次第であります。

○谷口彌三郎君 ここで一つお伺いして置きたいと思いますが、これは第一回の児童福祉法が出来ましたときに、共も虚弱児童とか、肢体不自由者の児童とかいうふうな方面の審査をして置きました。されども、今回幸いこれが分れて出来ましたので、との際つ折角ですから質問して置きたい。

先ず第一番に四十八條のところですが、「虚弱兒施設」と言いますのは、その内容はどういうふうになつておますでございましょうか、それについて御説明を願いたいと思ひます。

○説明員(内藤誠夫君) 虚弱兒施設今甚だ数が少いのであります、その内容は主にツベルクリン反応陽転後もない児童、それから筋骨薄弱なる児童、それから微熱のある児童といふ、數項目の虚弱兒に対しましてお義を決めてまして、それを収容してお次第であります。養護施設にもそういう小供が相当入つておるのでありますて、この養護施設から成るべく虚薄施設の方へそのような弱い小供を廻して貰い、そこで以て医師の治療なり訓練をいたして、又養護施設へ帰すというような方針を採つております。

○谷口彌三郎君 ツベルクリンの反対によることをいたしまして、必ず新たに陽転したとかいうようなものを入れて暫くやつて置いて、又養護施設にお帰しになるという場合には、の検査の成績がどういうふうになつから帰すのですか。

○説明員(内藤誠夫君) 陽転後約半乃至一年間経過を見まして、そして発病しなかつた場合には帰し

おられます。

○谷口彌三郎君 この微熱のある児童と申しますのは、これはどのくらいの間微熱がなくなつたらというようなことをお考えになつておりますか、如何でしようか。

○説明員(内藤誠夫君) それはどのくらいといふはつきりした基準を今持つておりますので、各施設によつてまちまちになつておるだらうと思いますが、全般的な状況等を考え合せまして、大体大丈夫だというような見極めがつき次第帰しております。

○谷口彌三郎君 肢体不自由児施設の内容も一つ御説明を願いたいと思います。

○説明員(内藤誠夫君) 肢体不自由児施設は、元来治療、教育、職業補導の三つの面が揃わなければ一人前の施設とは申されないというようなことになつておりますのですが、現状におきましては大体三番目の職業補導をやるに足るべき施設を持つておるものには、まあないと思つてよろしいため、主に治療と教育、この二つに重点を置いてやつておる。御承知の通り主に関節欠陥、それから小兒痺痺というような患者が多いために、治療もそちらの方面に重点が置かれておるわけであります。

○谷口彌三郎君 この小兒痺痺に対しましてはどういうようなふうのことをやつておりますか。

○説明員(内藤誠夫君) 昨年小兒痺痺が流行いたしまして、本年も又流行する虞れがあるのでなかろうかという相談いたしまして、今年は早目に一つ小兒痺痺の対策を立てようじゃないかともやれるというようなわけで、託児

す。どうも防護対策として確実な手がございませんので、病気になつた直ぐ後は早期治療という点に重点を置いておりますが、間もなくもう少し具体的な相談をいたしました。

○中平常太郎君 本員は大体当然なものと思ひますので、質問は終了して討論に移ることの動議を提出いたしました。

○委員長(山下義信君) 只今の中平委員の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めまして、これより討論に移ります。本案につきまして御意見のあります方は、賛否を明らかにして御意見の御発表を願います。

○中平常太郎君 本案は平衡交付金が出ることになった関係で、その児童福祉行政を自治体における運営の面において、予算の獲得に一段の力を明らかにして、予算の裏付をした法律の改正でございました。これは極めて必要なことであると認めます。本案につきまして御意見はございませんですか……御意見がないようございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 別に御意見はございませんんですか……御意見がないようございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。最低基準の必ず維持せられるようになつて、本案に賛成するものでございまして、本案に賛成するものでございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。児童福祉法の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案は衆議院から修正送附されておりますので、衆議院送付案をこめまして、並びに原案につきまして御賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(山下義信君) 全会一致でござります。よつて本案は衆議院送付の通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてみても児童福祉法の予算が他に逃げ去つておりません。これは我々地元でよくらうことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとしで御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

尚本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書に多数の署名を附すことになつておられますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

中平常太郎

井上なつゑ

小林勝馬

藤森眞治

草葉隆圓

塙本重藏

小杉イ子

谷口彌三郎

坂本重藏

速記を止めて……

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。保険局医務局から見えておりますから、関係の御質疑がございましたらお願いいたします。

〔速記中止〕

○委員長(山下義信君) 速記を始め

○井上なつゑ君 私医務局関係のことについて、並びに原案につきまして御賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井上なつゑ君 私医務局関係のこと

産婦が東京に集まりまして、総会を開きまして大変いろ／＼と厚生省の御援助を頂きましたおかげで余を済ませたのでございますが、そのときに看護婦の或る者の声でございましたが、どうなお話を承つておりますけれども、その点を一つ御考慮願いまして、医療機関の整備拡充をしておられますけれども、それを半分以上、大半の医療機関の整備拡充というところまで行くようなお話を承つておりますけれども、その点を一つ御考慮願いまして、医療機関の整備改善というところまで法的機関から早くして頂いて、医療法によって私的機関にも及ぼすようにいたしました。非常に看護婦も働き易い気持ちになりましたが、どの程度の医療の整備拡充が充実しましたか存じませんが、どいとも限りませんのでよしろくお願ひします。あれから後一ヶ月二ヶ月でござりますが、どの程度の医療の整備拡充が充実しましたか存じませんが、ございましたら、それも一つ附加えてお

所の補助であらうが、療養所の補助であらうが、最低基準と言つておりますが、最も基準を無視して、市町村が財政の関係で節約し、他に流用するという思想です。

ごぞいませんので、病気になつた直ぐ後は早期治療という点に重点を置いておりますが、間もなくもう少し具体的な相談をいたしました。

やつて行こうではないかというような

ところをやる虞れが多分にあるの

でありますから、この点は本案、いわゆる立法の精神に基いて飽くまでも市町村には厳格な指令を出して貰つて、本員は大体当然なものと想ひますので、質問は終了して討論に移ることの動議を提出いたしました。

所の病院の実情と申しましようか、診療所の、殊に小さい病院の実情といふのはよく知つておるのでございます。

その人の意見も尤もだと思いますが、現在の実情通りに教育しておりますと、決して再教育にならないと思うのですと、どうせ教育といふものは理想的なものでございますので、高いところを目指して、実情と、何とかかんとか方法を合理的に合せて行かなければならぬと思うから、みんなも高い再教育がないと思うから、みんなも高い再教育でござりますが、現在の実情通りに教育しておられますから、この点は本案、いわゆる立法の精神に基いて飽くまでも市町村には厳格な指令を出して貰つて、本員は大体当然なものと想ひますので、質問は終了して討論に移ることの動議を提出いたしました。

所の病院の実情と申しましようか、診療

所の、殊に小さい病院の実情といふのはよく知つておるのでございます。

その人の意見も尤もだと思いますが、現在の実情通りに教育しておられますから、この点は本案、いわゆる立法の精神に基いて飽くまでも市町村には厳格な指令を出して貰つて、本員は大体当然なものと想ひますので、質問は終了して討論に移ることの動議を提出いたしました。

所の病院の実情と申しましようか、診療

所の、殊に小さい病院の実情といふのはよく知つておるのでございます。

その人の意見も尤もだと思いますが、現在の実情通りに教育しておられますから、この点は本案、いわゆる立法の精神に基いて飽くまでも市町村には厳格な指令を出して貰つて、本員は大体当然の

ものと想ひますので、質問は終了して討論に移ることの動議を提出いたしました。

願いしたいのでござります。

○政府委員（久下勝次君）先ず最初の看護婦再教育が小さい病院の実情にそぐわないやり方をしているというお話を

うに実はまだ病院の実情の的確な把握もできておりません現状でありますので、まだ問題はこれからという段階でございます。前にも申上げました通り、この問題につきまして私共として

随分事前に打合せをしたつもりでありますこれども、さて集まつて見ましたものによりますと、非常に各府県やり方があち／＼になつてるのでございまして、これはもう少し、私共の方で

○政府委員(久下勝次君) その問題にかかるまでは、これはお話の通り私共としても優秀な医師が逐次抜けて参りまして、病院としての十分な機能を果し得ない実情にありまするので、何とて向

、或いはそれに拂わせるという方法ないかというような方面にお考えをけられておるか、ちよつとお伺いし置きます。

• 100 •

政府委員(安田謙吾) 国民健康保険
一昨年から市町村でやるようになり
したので、市町村が保険者でありま

場合はそういう問題は市町村に引継れますので、お話をのようにそれで全望みがないという状態にはならんの

はないかと思つておりますが、尙よ
一つ調べて見たいと思います。

谷口彌三郎君 只今のことをよくおべになつて、必ずそういうのがあるですからできるだけ早く一つこれを

済して頂きたい。

それが第一にこの日且飲食休院の合病院、これが各地に段々できるよ

でござりますか、保険医が非常に協して熱心にやつておるようなところよつゞり、且^レ丙完を作の必要がな

はれさく 緑令病院を作り必要がた
のにも拘わらず、そこに作らうとい
う、の願いがつづる。二月二

ようなふうの傾向があるやに聞い
おるんでございますが、今保険局と

たしましては医師が非常に協力して設置をする必要がないと

、或いは設置をさせるのにそういううな力を一つ條件か何かにされてお

ますでしょか、如何でうようか。

の点を信じしたいと思ひます。

機関を設けます場合には、具体的な情報を調べまして、それが非常に能率

上げるような場合に補助いたしておるのでございまして、無医村であると

うことも一つの場合でございます

いというような場合もございましょ
う。」
「うへ、な条件があると想うの

卷之三

三

であります。が、お尋ねのように医師が非常によく協力しておるのにわざ／＼作る必要がないよう思つてございますが、これも又具体的にいろいろ／＼事情がございまして、一々聞いて見ます。といふと、又両者の言い分が違うような場合もございますから、よくその辺のことも調べまして、具体的な問題について処理して行きたいと考えております。

○中平常太郎君 保険局長にちよつと健康保険のその後の改訂後の経済的な方面は前より順調に行きますが、赤字の出方、それから未収入の取れ方、その取れる率という方面、尙それに改善を加える方法があるかないかといふと、それから不正診療報酬の、この問題などについてもう少しこの際お伺いたしたいと思います。

○政府委員(安田巖君) 健康保険の経済の問題につきましては、昨年来いろいろ御盡力をおこなつて、御鞭撻を願つたところござりますが、御承知の如くに健康保険の保険料を取ります

末日の収入の状況が分りませんとばかりしたことは申せませんけれども、大体今のは見通しでありますと、全部取

りますれば二億乃至三億くらいになるのであります。併し未収入歩合が今のところでは八割七歩か九割に行くのでは

ないかというような程度でござりますが、若し八割六分、七分でござります

といふと、十二億の赤字になるわけでござります。ただ併しながら、從来大

体一月遅れて拂つておりましたので、

ますけれども、なか／＼それがルーズ

なんです。会社も中小企業者もルーズ

いたしました。

三月中に一月分を支拂つてしまします

と、それから尚大蔵省から二十億の国庫預金の繰越しが許されておりますの

で、その金で四月の十五日に二ヶ月分を拂つてしましました。これで行きましたと、半月遅れということございまして、これは四月

の取れ工合、及び五月の取れ工合にか

かつておりまして、或いは期待より幾

らかよいというようなことを言つてお

るようであります。が、ただ二十五年度

になりまして、保険料の徴収がどうい

う工合になるか、平均の標準報酬が下

るのではないかだらうかということを非

常に心配しております。これは御承

知のように中小企業あたりが段々悪く

なりますといふと、そういう心配も余

る程しなければならんといふようなこと

を考えますと、余り楽観はできんだろ

う。併しここで見通しを立ててどうだ

といふことを言いかねるような状況で

ござります。又専用の被保険者が不

正にこの被保険者証を使用するという

問題につきましては、いろいろ努力を

しておるのであります。現在ではそ

れ程大きな問題になつておるような報

告はございません。

○中平常太郎君 その点を聞きたかつ

たのですが、段々中小企業が潰れて行

つたり、或いは大企業が整理されて行

くといふことで、健康保険の被保険者が

それ／＼カードを持つておる筈であり

ますが、それらの使い方、内容の状

態、乃至それを取上げるということ

が、退職したときに大体解決するよう

にカードを取上げられておる筈であります。

○政府委員(安田巖君) さようでござ

ります。

〔委員長退席、理事藤森眞眞君委員長席に着く〕

○理事(藤森眞治君) 先づて生活保

護法の中に、政府の指定医の問題です

が、社会局の方では指定医を機関にす

るということについて、大体医務局の方と食違がある。今後保険の方は

ああいうふうに機関を指定するといふ

ふうに向いて行かれますかどうか。

が、これはたしかにあると思うのであ

ります。若し資格喪失の届を出さな

かつたら工場から金を出させるとい

う、今のところ仕組なんであります。

ところが、シャウプ勧告のように、税

務署で金は取る、私の方だけ救護する

ことになると、そこギヤップができる

ことがあります。もう一つは……

○中平常太郎君 退職後において被保

険者でないことになるかどうか。いろ

いろな病気を持ったり、いろいろな関

係があつて業務の関係で病気の継続者

がある……

○政府委員(安田巖君) 病気をした者

が会社を退職しても、継続給付が二ヶ

年間ござります。やめまして尙、自分

は健康保険に少し入つておりたいとい

うのであつたならば、任意継続加入

いう制度がございまして、六ヶ月は金

を出して入つておれば給付が受けられ

ります。この間その点を聞きました

ところが、社会局の方では医務局が大

体そういう方向に進まんとしておるの

で、そこで打合せた結果こういうこと

にしたというお話をなです。それで保

険局との間で行き方が少し違う。ここ

で大分議論が出了わけあります。

医務局の方で今後医務方面から見てそ

ういうふうに統合されるおつもりなん

であります。

尚、蛇足であります。その議論に

でそのままにしておるのである。やは

りそれらが、従業者が被保険者の治療

を受けられる者があれば早速被保険

者でないということになつて、治療を

受けられないでございましたが、一

定時間があつたかなつかつたか、六ヶ月

ということがあつたと思ひます。が、そ

れを一つ伺いたい。

○政府委員(安田巖君) 資格を喪失い

たしました後で被保険者証を不正に使

用しておるということでござい

ます。が、これはたしかにあると思うのであ

ります。若し資格喪失の届を出さな

かつたら工場から金を出させるとい

う、今のところ仕組なんであります。

ところが、シャウプ勧告のように、税

務署で金は取る、私の方だけ救護する

ことになると、そこギヤップができる

ことがあります。もう一つは……

○中平常太郎君 実はその点、

がいいということを私共経験上主張

いたしたのであります。大体医務局

では又新らしい見地で機関を指定した

方がいいということを私共経験上主張

いたしたのであります。大体医務局

では又新らしい見地で機関を指定した

方がいい、まあ一長一短はあると思

うのですが、大病院あたりへ行つて見ま

すといふと、事務機構の方でやつたこ

とで医師も知らんこともありますし、

やはり医師を捕まえた方が、いろ／＼

な意味でいいんじやないかといふよう

な見解なんですが……

○中平常太郎君 なると、その点を

申しますが、現在我ではそ

れ程大きな問題になつておるのではな

いかといふことを惧れておつたのであ

ります。もう一つは……

</

対しまして、医療いうものは個々の医師が自由なる判断によつてやるものであるから、個々の医師を指定するのは当然であるといふ御議論もあるようですが、この点につきましては、私共は、それは医療実体は個々の医師の自由なる診断で処理するものでありましますが、この点につきましては、私共は、それは先程申し上げましたような制度を探りましたからといつて、その点に何ら支障があるわけございませんので、ただ生活保護の患者を引受けけるかどうかといふようなことだけござりますので、引受けました場合にその患者をどう診断してどう治療するかは医師の自由なる判断でいい。そういう意味から申しましても只今のようなことが仮にありますても差支ないと考へてござります。

護法では又機関ということになつて、どうも法律の上で、同じ厚生省から出る法律に、似たような社会政策の面で二本になつておることは、どうも我々の方では余り好ましくないような気がいたしますのであります。でき得るならば、今後こういうものは一本に、御相談の上で一本化して貰えればすべていいんだじやないかと思ひますが、この機会に申上げる次第であります。

それじゃ今日は大蔵省の方から来て貰う筈ですが、差支があつて出て来なさいですから、明日にこれを續行することにいたしまして、今日はこれで散会にしたいと思ひますが、如何でござりますか。

政府委員	厚生大臣 （公衆衛生局長）	三木 行治君
厚生事務官	（厚生事務局次長）	久下 勝次君
厚生事務官	（厚生事務官）	高田 正己君
厚生事務官	（保険局長）	安田 駿君
衆議院法制局側	（兒童局長）	福原 忠男君
參事（第二部長）	田波 幸男君	
說明員	（兒童事務官）	内藤 誠夫君
厚生事務官	（兒童局母子衛生課長）	養護課長
厚生事務官	（兒童局母子衛生課長）	兒童局
厚生事務官	（兒童局母子衛生課長）	養護課長
厚生事務官	（兒童局母子衛生課長）	兒童局

る。
第二條第三項中「あん摩については、二年以上、ほり、きゅう及び柔道整復については」を削り、同條に次の一項を加える。
文部大臣が厚生大臣と協議し、指定する学校において解剖学、生理学、病理学及び衛生学に関する教科を修業した者については、該項の年限を二年とする。

前項第三号に掲げる事項を広告する場合においてその施術者が當時施術に従事する者でない場合には、その施術の日及び時間をあわせて広告しなければならない。

第一項各号に掲げる事項を広告するに当つては、その内容を専り、又は第五号に掲げる事項を広告する場合を除いては施術者の技能、施術方法若しくは経歴に関する事項にわたつてはならぬ。

第九條中「都道府県知事は」の下に、「はり、きゆう、マツサージ、手道整復審議会にはかり、」を加え、同條に次の四項を加える。

都道府県知事は、前項の規定による处分をしようとするときは、

委員長	藤森	義信君
理事	眞治君	
委員		
國務大臣	中平常太郎君	
衆議院議員	重藏君	
厚生大臣	塚本	
林	石原幹市郎君	
青柳	草葉	
大石	隆圓君	
一郎君	小林	
讓治君	勝馬君	
	谷口彌三郎君	
	井上なつゑ君	
	小杉	
	イ子君	

四月二十八日本委員会に左の事件を託された。
一、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案
等營業法の一部を改正する法律案
（小林勝馬君外十二名発議）
二、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案
あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案
あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法（昭和二十二年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
はり師、きゅう師、マッサージ師、柔道整復師法
第一條中「あん摩（マッサージを含む。以下同じ。）及び「あん摩師免許」を削り、「きゅう」の下に「マッサージ」を、「きゅう師免許」の下に「マッサージ師免許」を加え

る。
第二條第三項中「あん摩につい
は、二年以上、はり、きゅう及び
道整復については」を削り、同條
に次の一項を加える。
文部大臣が厚生大臣と協議し
指定する学校において解剖学、生
理学、病理学及び衛生学に関する
教科を修業した者については、該
項の年限を二年とする。
第二條の次に次の一條を加える。
第二條の二 はり師、きゅう師、
ツサージ師又は柔道整復師(以
下施術者といふ)は、昭和二十五
年から起算し五年目との十二月
十一日現在において、住所、営業
の場所その他業務に関して都道
府県知事が定める事項を、翌年の
月十五日までに住所地の都道府
知事に提出なければならぬ。
第四條中「あん摩師(はり師、
ゆう師又は柔道整復師(以下施術
といふ))」を「施術者」に改める。
第五條中「あん摩師」を「マッサ
ジ師」に改める。
第七條を次のように改める。
第七條 はり業、きゅう業、マ
サージ業又は柔道整復業に関し
は、文書その他のいかなる方法に
るを問わず、何人も、左に掲げる
事項の外は、廣告をしてはなら
い。
一 施術者である旨
二 施術所の名称、電話番号及
所在の場所を表示する事項
三 施術者の氏名
四 施術の日及び時間
五 その他厚生大臣が指定する

前項第三号に掲げる事項を広告する場合においてその施術者が常時施術に従事する者でない場合は、その施術の日及び時間をあわせて広告しなければならない。

第一項各号に掲げる事項を広告するに当つては、その内容を専り、又は第五号に掲げる事項を広告する場合を除いては施術者の技能、施術方法若しくは経歴に関する事項にわたつてはならない。

第九條中「都道府県知事は」の下に「ぱり、きゅう、マッサージ、モード整復議会にはかり、」を加え、同條に次の四項を加える。

都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該施術者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行ななければならぬ。

都道府県知事は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該施術者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聽聞においては、当該施術者はその代理人は、自己又は本人のために証明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

都道府県知事は、当該施術者はその代理人が正当な理由がないて聽聞に応じなかつたときは、聽聞を行わないで第一項の規定による処分をすることができる。

第十三條 厚生大臣又は都道府県知事は、

置の場所若しくはその構造設備が、衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

リーニング業を営む者をいう。

この法律で「ドライクリーニング所」は、洗たく物を処理するための営業者の施設をいう。

第三條 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

者にあつては、前項に規定するものの外、ドライクリーニング師の選任及び解任についても同様とする。
（ドライクリーニング師の免許）
第六條 ドライクリーニング師の免許は、都道府県知事がドライクリーニング師試験に合格した者に與える。
（試験）
第七條 ドライクリーニング師の試験は、左の各項に掲げる項目につ

第十一條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、クリーニング所に立ち入り、第三條及び第四條に規定する措置の実施状況を検査させることができ。二 都道府県知事は、前項の規定により当該吏員に立入検査をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

（権限の行使）
第十四條 第五條及び第九條から第十三條まで中都道府県知事の権限に属する事項（但し、第十二条及び第十三条については、免許の取消の場合を除く）は、保健所法（昭和二十二年法律第一百一号）第一條の規定に基く政令で定める市について、市長がこれを行ふものとする。

この法律の規定に基く都道府県

この法律は、公布の日から施行する。
附 則
については、都道府県が条例で、これを定める。

2 ならなし
營業者は、クリーニング所において左に掲げる措置を講じなければならない。
一 クリーニング所並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

2 関する
左の各号に掲げる種目について、都道府県知事が行う。
一 衛生法規に関する常識
二 公衆衛生に関する常識
三 洗たく物の処理方法

都道府県知事は、少くとも毎年

第十一條 都道府県知事は、営業者が第三條及び第四條の規定に違反したときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖を命ずることができる。

知事又は市長の権限の行使については、その所属の衛生主管部局長及びその所属の職員がこれを補助するものとする。

クリーニング業法案

クリーニング業法案 リーニング業法

二 洗たく物を洗たく、又は仕上を
終つたものと終らないものに区
と

一回以上前項の試験を行わなければならない。
(登録)

(免許取消)
第十二條 都道府県知事は、ドライ
クリーニング師がクリーニング業

第十五條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

(目的)
第一條 この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導及び取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

三　洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること

(ドライクリーニング師の選任)

第四條　ドライクリーニング業者で従事者十人以上を使用する者は、その従事者のうち一人以

第八條 都道府県に原簿を備え、ドライクリーニング師の免許に関する事項を登録する。
2 この法律に定めるものの外、ドライクリーニング師の免許、試験及び登録の手続に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

一 第五條の規定による届出をした者
二 第九條第二項の規定による業務停止の処分に違反した者
三 第十一條の規定による営業停止又はクリーニング所閉鎖の処分に違反した者

第二條 この法律で「クリーニング業」とは、ドライクリーニング業及びその他の洗たく業をいう。

上をドライクリーニング師の中から選任しなければならない。但し、営業者がドライクリーニング師であつて自ら取事するときも、

(健康診断)
第九條 クリーニング業の従事者は、毎年二回以上結核、トバホーミ、皮膚疾患等の疾病的有無につき

て、公開による聴聞を行わなければならない。

第十六條 第十條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一千円以下の罰金に処する。

3 ゲ「營業」とは、石油質溶剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を「その他の洗たく業」とは、石油質溶剤以外の溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。

この法律で「營業者」とはク

この限りでない。
(営業者の届出)
第五條 営業者は、厚生省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、設備及び従事者数を相当の期間内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 ドライクリーニング営業の営業

(立入検査) き、行政庁の行う健康診断を受けなければならぬ。都道府県知事は、前項の健康診断の結果その従事者の就業が公衆衛生上不適当と認める場合には、期間を定めてその業務を停止することができる。

因と認められる事実又は違反行為並びに聽問の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当事者に通知しなければならない。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずる者）

き者をいう。又は人（人が無能力者であるときは、その法定代表人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。但し、第四條の規定は、昭和二十七年六月三十日までは適用しない。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月三十日）